

オヤニラミ回復事業計画

徳島県

1. 事業の対象種

オヤニラミ *Coreoperca kawamebari*

2. 事業の目標

オヤニラミは、徳島県内では桑野川を中心として、北から那賀川水系の一部、福井川、椿川の3水系4河川にのみ生息が確認されている。

本事業は、本種の生息状況等を把握するとともに、本種の生息に必要な環境条件の維持及び改善、生息を圧迫する要因の軽減を図り、また、かつて分布域であった河川において、繁殖個体の野生復帰などを図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

(1) 維持または回復すべきオヤニラミの個体群の水準

遺伝子かく乱を受けていない個体群を基本として、自然状態で健全かつ持続的に生息できる状態とすること

(2) 維持または回復すべき生息地の環境条件

生息する全ての河川において、河川環境条件と地域の環境課題に応じた対策によって、自然状態で健全かつ持続的に生息できる状態とすること

(3) 維持または回復すべき生息地の社会条件

地域全体から共有の財産として認識され、持続的に保全・活用される地域社会が構築されること

3. 事業の内容

本種が生息する3水系4河川（以下、「対象河川」という。）の間では、個体群の危機的状況や遺伝的多様性・かく乱状況が著しく異なる。こうした状況の違いを踏まえ、現状把握のための調査と定期的なモニタリング調査を行い、対象河川の状況に応じた保全事業を実施する。

(1) 生息環境の保護・保全・再生等の実施

（水質・水温・底質環境の維持及び改善）

本種は清澄な水質、湧水など低水温を好むことから、対象河川においてはそれらを安定的に維持するよう努める。また、本種の生息に悪影響を与える排水やヘドロ等が対象河川に流入することを防止するとともに、その改善、除去を可能な限り講じる。

(河川物理環境の改善)

本種は流れが緩やかで、間隙の多い環境を好み、なわばりを形成してヨシや倒木などに産卵する習性を持つ。こうした一連の生活史が完結でき、自然状態で個体を再生産するために、生息環境要因を維持することに加えて、対象河川においては、生息環境の積極的な再生・創出を図る。

また、放流事業等により、将来的に野生復帰が見込まれる対象河川においては、公共事業を行う際には、徳島県希少野生生物保護管理マニュアルなどを参照し配慮しなければならない。

(生態、生息環境等に関する知見の集積)

本種は徳島県のみならず、全国的にも絶滅が危惧される種であることから、生態や生息環境要因に関する科学的知見が十分とはいえない。このため、対象河川において個体群へのダメージを最小限にした範囲で生態や生息環境を解明し、集積する。また、調査研究にあたっては、これを単なる知見として留めることなく、環境改善、飼育・増殖、野生復帰、全国の同様事例などに積極的に活用できるよう、県内外の専門家・専門機関・関係者等と連携・協議しながら進める。

(外来生物の駆除、侵入防止)

オオクチバスなど特定外来生物等が、本種の生息に対する脅威となる可能性が想定されることから、外来生物の駆除の促進、新たな侵入の防止のために普及啓発を行う。

また、同種間においても、県外産の遺伝子タイプが混入した個体については、国内外来種として位置づけ、必要に応じて駆除の促進に努める。

(2) 対象となる個体の生息調査

(調査方法)

本種は全ての対象河川で生息密度が低い状況にあることから、これまでの採集記録や文献調査、地域住民への聞き取り調査などを利用しつつ、対象河川ごとに分布範囲を把握することが効率的である。

また、生息・繁殖状況、生息環境（流路形態、流速、水質・底質、水中・水際・陸上植生、餌生物など）に関する調査を行い、情報を蓄積するとともに、それらの変動状況を把握するため、定期的なモニタリング調査を行う。

(調査手法)

対象河川における本種の生息密度が低いことから、調査・捕獲による個体・個体群へのダメージや、生息微環境への影響を最小限に抑えなければならない。

よって、長時間設置する定置網や刺し網、魚体へのダメージが生じやすい投網などによる捕獲は極力避けることとし、タモ網や低電圧に抑えた電気ショックカーなど、個体・個体群及び生息環境に配慮した捕獲手法を用いる。

(3) 個体増殖のための事業

生息調査等により、自然条件下における個体及び個体群の存続が困難であることが判断される場合は、増殖事業の実施を検討する。

(飼育について)

本種は対象河川の個体群が、遺伝子レベルで分化している可能性が高いと考えられているため、水系ごとに適切に飼育・増殖しなければならない。飼育・増殖に際しては、近親交配による遺伝的多様性の劣化に注意を払う。

すでに飼育されている個体については、その所有者や団体と緊密に連携して対応することとし、必要に応じて関係者間における活用方法等の検討及び調整を行う。

(増殖について)

本種の飼育・増殖に当たっては、原則として健全な飼育環境を有し、専門的な知識を有する者あるいは、有識者の指導を受けながら実施できる者が増殖に着手できるものとする。ただし、多くの県民、企業・団体等からの協力が得られるよう、本県で先駆的に進められている「希少野生生物の保護・増殖に関する協定」制度などの活用を検討する。

(健全な個体の保全について)

個体数が最も多く、生息の中心である桑野川水系では、他県産の遺伝子を持つ個体群（国内外来種）の生息が確認されており、固有遺伝子のかく乱防止のため、健全な個体の確保を必要に応じて検討する。

(4) 生息地への再導入

再導入は、本種がすでに絶滅した対象河川を優先する。加えて、個体数の減少が著しく、近い将来絶滅の恐れが極めて高いと判断される対象河川においても、本種の生息に必要な環境条件を確認した上で、適切に飼育・増殖された個体を再導入する。

再導入に当たっては、生息地に別系統の個体が混入することによる遺伝的かく乱を防止するため、異なる水系の個体を放流することは禁止し、放流後はモニタリング調査等により適宜状況を把握して、本種の生態等に関して専門的な知識を有する者の知見を得ながら、順応的に再導入を検討の上、実施する。

放流に当たっては、「生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン」（日本魚類学会、2005年）などに準拠しながら、放流計画を策定し、適切に実施しなければならない。

4. 事業を効果的に推進するための方策

(1) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の推進に当たっては、国・徳島県・阿南市・那賀町などの関係行政機関、本種の生態等に関する研究者、文化財・学校などの教育関係者、漁業関係者、農業関係者、企業・団体、本種の生息地及びその周辺地域住民等の様々な主体の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

また、関係機関が連携して、本事業の目的や効果を積極的に発信し、事業の早期段階から県民の主体的な参加を促すことにより、本種が「県民共有の財産」との意識を醸成するとともに、地域住民等の継続的な環境活動につなげる。

(2) 普及啓発事業の推進

本事業への多様な主体の参加を促すため、対象河川に関する行政機関、研究機関、学校等の協力を得ながら、本種の保全に理解を深めるための情報発信や学習会等の実施に努める。